

ジェットロ広州ニュースレター

JETRO Guangzhou Newsletter 2006年11月21日号 (Vol.14)

～今号の目次～

I. ジェトロからのお知らせ

1. 日系企業支援セミナー（第4回）開催予告 **予告** 無料お試し
2. ジェトロメンバーズのサービスを是非、体験してみてください！
～「通商弘報」お試し購読サービスのご案内～
3. 「2007日系自動車部品調達展示商談会（広州）」開催日時決定のお知らせ **New**
4. AOTS中国人従業員向け研修会のご案内 **New** 締切間近
5. 2007年日系自動車部品調達販売展示商談会（上海）、出展企業募集 出展者募集中
6. 「第3回中国（広州）国際機械装備製造業博覧会」オープングレセプションのご案内

II. 華南主要経済データ一覧・景況感

1. 珠江デルタ各都市の主要経済指標（2006年1月～8月）
2. ジェトロ「アジア・クイックD I 調査」（2006年10月実施）結果

III. 会計税務・法務情報

【会計税務情報】

増値税や加工貿易禁止品目等に関する最新情報

【法務情報】

労働契約法（草案）に対応するために検討すべき事項

IV. 華南イベント情報

- ・2006中国（佛山）国際汽车零部件博覧会
- ・2007年日系自動車部品調達販売展示商談会（上海） など

V. ジェトロのサービスのご案内

VI. ニュースレターについてのお知らせ

ご挨拶

前号でもご案内させていただきました「中国・ASEAN博覧会(10/31～11/3、於：南寧)」に出展のため参加して参りました。ジェトロとしては3回目の出展となります。中国からは温家宝首相が出席し、ASEAN各国から元首級が参加、正に「ASEAN10+1」の一大イベントに成長した感があります。各国とも国別パビリオンで観光振興を図り、企業ブースでも大規模に出展し、中国人バイヤーと連日活発な商談を繰り広げていました。私も初めてこのイベントに参加しましたが、中国とASEANの急接近を肌で感じる良い機会となりました。

今後、中国・ASEAN自由貿易（ACFTA）が実効に入ると、ますます両地域の経済連携が緊密になることが予想されます。私どもとしましては、新たなビジネスチャンスの到来に備え、関連情報をタイムリーにご報告できるよう精進して参ります。

このほか、ジェトロ広州事務所では、皆様のご要望、ご期待に応えられるよう様々なセミナー、イベント、レポート等をご用意しております。本メールマガジンはこうしたジェトロの情報発信の一部をコンパクトにまとめて皆様にお届けさせていただいているものです。内容に関するお問い合わせ、お気づきの点等ございましたらご遠慮なくご意見をいただければ幸いです。今後とも変わらぬご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

ジェトロ広州事務所 次長
池部 亮

※このニュースレターに掲載された内容を無断で転載することを固くお断りいたします。
※ジェトロはご提供する法規制、税率、その他の資料・データ等の情報をできる限り正確にするように努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行っていただきます。
※本文を通じて皆様に提供した情報の利用に関連し、万一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは責任を負いません。

I. ジェトロからのお知らせ

1. 日系企業支援セミナー（第4回）の開催予告 **予告**

- (1) 日時 : 1月17日(水) 広州会場 13:00~18:00
: 1月18日(木) 東莞会場 13:00~18:00
: 1月19日(金) 珠海・中山会場 13:00~18:00
- (2) 場所 : いずれも未定(決定次第ご連絡申し上げます。)
- (3) テーマ : 未定(決定次第ご連絡申し上げます。)

2. ジェトロメンバーズのサービスを是非、体験してみてください！ ～「通商弘報」お試し購読サービスのご案内～

無料

お試し！

(1) 「通商弘報」とは？

「通商弘報」は、ジェトロ海外73事務所の駐在員から送られる国際ビジネス情報をいち早くお手元にお届けするニュースサービスで、ジェトロメンバーズの基本的なサービスの一つとなっております。

(2) お試し購読サービスは？

ご登録いただいた方に無料で「通商弘報」のメールニュースとウェブページ(データベースを含む)サービスを体験いただけます(10月2日(月)～11月30日(木)の期間中)。是非、この機会に「通商弘報」のすべてを実感して下さい！

(3) お申込み方法は？

お客様専用のIDおよびパスワードを発行しますので、以下のウェブアドレスから直接お申込み下さい。お申込に際し、Eメールアドレスの登録が必要になります。

お申込みウェブアドレス→ (<http://www.jetro.go.jp/kouhou>)

3. 「2007日系自動車部品調達展示商談会(広州)」開催日時決定のお知らせ **New**

ご好評頂いております「日系自動車部品調達展示商談会(JAPPE)」を、2007年3月の上海開催に引き続き、次は再び広州で、2007年11月14日(水)より3日間開催致します。広州での開催は2005年、2006年に引き続き3回目となります。

募集要項発表は2007年3月を予定しております。

是非、御社の事業予定表にご記入願います！

(ご参考：翌週の11月19日からは広州モーターショウが開催されます)

2007日系自動車部品調達展示商談会(広州) (JAPPE2007広州)

日時：2007年11月14日(水)～16日(金) (3日間)

場所：広州市錦漢展覽中心2号館1階 (JAPPE2006と同会場)

決定！

JAPPE公式ウェブサイト <http://www.jetro.org.cn/jappe/>

（財）海外技術者研修協会（AOTS）による研修コース（中国人従業員向け）を以下のとおりご案内いたします。ご関心のあるお客様におかれましてはご面倒ですが AOTS 北京事務所（下記 E-Mail）までご一報願います。詳細のお申し込み手続き等につき改めて AOTS よりご案内いたします。

主 催：（財）海外技術者研修協会（AOTS）
 協 力：上海日本技術研修者協会
 後 援：日本貿易振興機構（JETRO）広州代表処

研修テーマ：「組立工場の現場改善（基礎）」

この研修は、日本の中小企業庁の研修経費補助により日本の中小企業と資本関係もしくは取引関係のある企業の中国人現場監督者、現場監督者候補を対象にして実施されます。

講 師：小田部亨氏：（株）いすゞテクノ 海外事業部門、外販事業部 シニアエンジニア
 対 象：製造業で現場改善活動を更に推進・定着したい中国人現場監督者、現場監督候補、リーダー

定 員：30名

日時・日程：2007 年 1 月 15 日（月）～18 日（木）（4 日間）

研修時間：9：00～17：00（1 月 15 日は 9：00～9：20 開講式・オリエンテーション）

場 所：金橋酒店

（広州市寺右新馬路 93 号 TEL：020-83918868）

参 加 費：1,100 元（4 日間分）昼食代、中国語テキスト代等を含みます。

参加費は、研修経費の一部として補填されます。

※ 研修には日本語－中国語の通訳がつきます

締 切 日：12 月 25 日（月）

【詳細資料の請求先】

お 問 合：カリキュラムの詳細・申込書（日本語・中国語）のご請求は下記まで

AOTS 北京事務所

Tel:010-6590-8265～66, Fax:010-6590-8267

E-mail: info@aotsbj.org.cn

担 当：王／金

【カリキュラム】

（1）講義：改善活動の総括

演習：時間を計ってみよう

（2）講義：改善活動の総括と改善の切り口

演習：ムダを見つけよう

（3）講義：標準作業票の書き方

演習：動作のムダをなくそう

（4）講義：作業配分表の書き方

演習：作業を平準化させよう

5. 2007年 日系自動車部品調達販売展示商談会(上海)、出展企業募集中

締切間近

ジェトロ上海センターは、2007年3月に中国・上海市で、日系自動車関連部品・材料メーカーを対象とした、調達または販売を目的とする「日系自動車部品調達・販売展示商談会(JAPPE2007上海)」を開催いたします。

JAPPEは過去2005年3月、2006年5月それぞれ広州市で開催しており、特に去る5月に開催したJAPPE2006(広州)では、出展社数219社、来場者数延べ13,841人のご参加を頂き、効果のある商談会としてご好評を頂いております。

そして今回、中国全土に進出している日系企業、または日本国内企業の皆様の幅広いニーズにお応えするため、上海で開催することを決定いたしました。

この機会を活用し、皆様のご商談に役立てていただければ幸甚でございます。

現在、出展企業を募集中です。是非、ご検討ください。

出展者募集中

会 期：2007年3月7日(水)～3月9日(金) (3日間)

場 所：上海世貿商城(上海マート)

出展規模：4,000m² 150小間

応募締切：2006年11月24日(金)

お問い合わせ：

<日本国内の日本企業様>

ジェトロ海外見本市課 (担当：石川、佐藤)

TEL : +81-(0)3-3582-5183 FAX : +81-(0)3-3505-0450

E-mail : FAB@jetro.go.jp

<中国等在外日系企業様>

ジェトロ上海センター(担当：高尾、斉藤、高(コウ))

TEL : +86-(0)21-6270-0489 (内線 日本語 1502、中国語 1505)

FAX : +86-(0)21-6270-0499

E-mail : PCS03@jetro.go.jp

なお、その他詳細は以下のウェブサイトをご覧ください：

<http://www.jetro.go.jp/china/shanghai/jp/business/information/info.htm>

6. 「第3回中国(広州)国際機械装備製造業博覧会」オープニングレセプションのご案内

このたび広州市経済貿易委員会より、12月5日(火)から8日(金)まで琶洲博覧会場で開催される広州市人民政府および中国機械工業連合会主催「第3回中国(広州)国際機械装備製造業博覧会」のオープニングレセプションに日系企業代表者をご招待したい旨お知らせがありました。日程は以下のとおりでございますので、ご参加意向の方はジェトロ広州事務所までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

レセプション名称：中外名企総裁聯誼会

日時：2006年12月5日(火) 18:30～20:30

場所：東方賓館

ご参加対象：副総経理級以上

ジェトロとりまとめ担当者：西澤(内線121)、代(内線128)

博覧会の詳細はオフィシャルウェブサイト(↓)をご覧ください

<http://www.gimee.com.cn>

Ⅱ. 華南主要経済データ一覧・景況感

1. 珠江デルタ各都市の主要経済指標（2006年1月～8月）

マクロ項目		工業	消費	物価	貿易		外商直接投資		
統計項目		一定規模以上の工業企業の増加値(注)	社会消費品小売総額	消費価格総指数	輸出額	輸入額	契約件数	契約金額	実行金額
単位		億元	億元	%	億ドル	億ドル	件	億ドル	億ドル
広東	累計	6,682.0	5,913.6	101.8	1841.4	1408.6	5,467	151.7	114.6
	伸び率	17.9%	15.8%	1.8%	28.5%	20.3%	▲1.1%	7.6%	16.0%
広州	累計	1,194.6	1,416.3	102.2	203.4	198.7	704	30.7	16.8
	伸び率	17.3%	14.7%	2.2%	23.6%	20.9%	▲3.6%	42.6%	1.8%
深圳	累計	1,681.5	1,086.5	101.8	808.8	620.6	—	—	—
	伸び率	16.2%	15.3%	1.8%	39.1%	29.5%	—	—	—
珠海	累計	235.1	167.6	101.0	91.6	116.2	450	—	5.60
	伸び率	23.8%	15.5%	1.0%	41.2%	24.6%	33.9%	—	39.0%
仏山	累計	965.6	491.7	101.8	—	—	—	—	—
	伸び率	28.4%	19.7%	1.8%	—	—	—	—	—
東莞	累計	718.5	382.6	101.7	—	—	—	—	—
	伸び率	19.2%	16.4%	1.7%	—	—	—	—	—
中山	累計	335.1	219.6	101.8	100.7	49.7	191	4.6	4.7
	伸び率	20.0%	20.6%	1.8%	30.4%	22.6%	▲29.5%	▲33.8%	12.1%
惠州	累計	221.1	196.2	101.5	63.0	49.0	283	8.6	5.6
	伸び率	25.5%	17.9%	1.5%	14.6%	5.4%	▲16.0%	▲21.5%	34.6%

(注): 国有企業及び年間製品売上高500万元以上の非国有工業企業

:「伸び率」は、前年同期比増減率を意味する。

出所: 各市の統計局のホームページ

2. ジェトロ「アジア・クイックDI調査」(2006年10月実施)結果

10月の業況判断DIは、中国・北アジア全体では10.0と前月より1.7ポイント上昇し、引き続き堅調な水準を維持している（9月8.3→10月10.0）。国・地域別のDI値をみると、台湾が輸送機械（▲72.7）を筆頭にすべての業種でマイナスとなり、前月比8.1ポイント低下の▲24.0となった。また、景気の低迷が続く韓国も▲15.8と引き続きマイナスであった。一方、中国は華東を筆頭に各地とも好調で、中国全体では前月比7.5ポイント上昇の26.6となった。

2～3カ月先の見通しでは中国が引き続き堅調に推移するものの、台湾（▲16.0）、韓国（▲13.2）の景況感が依然低迷しているため、中国・北アジア全体では10月比で5.7ポイント低下した（10月10.0→先行き4.3）。

なお、詳細は以下のウェブサイトをご覧ください：

<http://www.jetro.go.jp/news/releases/20061030545-news>

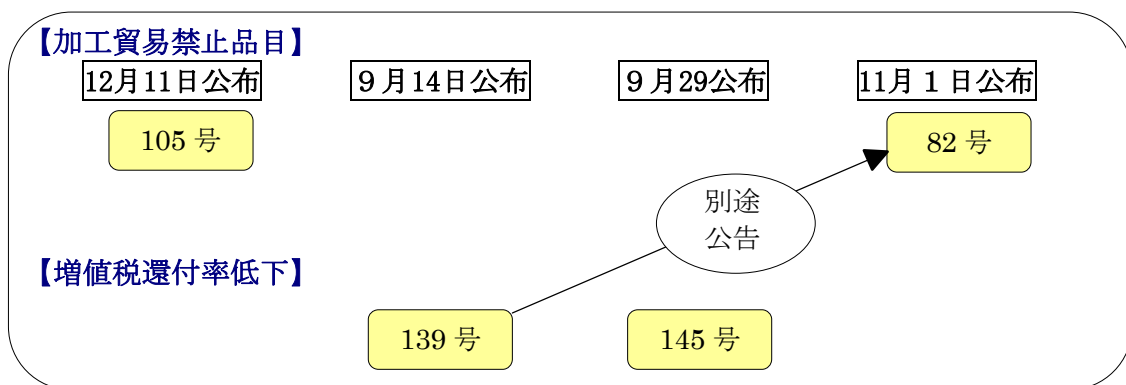
Ⅲ. 会計税務・法務情報

1. 会計情報

【増値税や加工貿易禁止品目等に関する最新情報】

増値税及び加工貿易禁止品目等に関する通達が公布され、施行されておりますのでご紹介いたします。この策の背景には、「輸出抑制」、「環境保護」、「ハイテク企業誘致」、「労働集約型企業の淘汰」、「高電力消費企業の退場」といったことがあり、中国政府は、マクロ政策の明確な意図をもって、当政策を実施しているものと理解されます。また、30号通達（2006年10月27日）公布により、一部輸出関税が増加し、さらに輸出を抑制しようとする動きもあります。

1) 各通達の内容と関係



(1) 139号通達 について

①混乱の原因

139号通達は、「増値税還付率の調整」を通達するものです。最近の増値税還付率増加・廃止によるコスト増加や加工貿易禁止等の混乱は、この通達が大きなコスト増加をもたらすほか、同通達の公布が突然であること、また、表現が曖昧だったことにより、各地の税関当局が一斉に貨物を止めるといった対応をとったことにより生じたことによります。

②この通達の影響

この通達により品目の増値税還付率の調整により、来料加工を除き以下のようにコストに影響があります。

- a. 増値税還付率の廃止→コストの増加
- b. " 減少→コストの増加
- c. " 増加→コストの減少

その計算の仕組は以下の通りです。

- ・増値税納税額の計算＝国内売上に係る増値税－仕入増値税＋還付されない税額
- ・還付されない税額＝輸出FOB×（17％－増値税還付率）

したがって、増値税還付率が廃止・減少すると還付されない税額（不還付税額）が増加し、この結果、増値税納税額が増加することとなります。（増値税還付率廃止の場合厳密には計算式が若干異なります。）

③増値税還付率調整の意味

冒頭で記載したキーワードで企業が選別されていると見方があります。すなわち、

中国に残って欲しい企業は優遇（c. 増値税還付率の増加＝コスト減少）し、そうでない企業は、残るべき資格や体力があるか（コスト増に耐えられるか）が試されていると考えられます。

④更に複雑な内容

139号通達の中には、「増値税還付率が廃止された品目は、加工貿易禁止類品目に入れ、増値税及び関税を徴収する」と規定しています。また、その具体的品目等は追って公告するとされています。（82号通達で公告）

これは、何を意味するのでしょうか？実は、この解釈をめぐっても混乱が生じています。

加工貿易禁止品目には、次の3つの種類があります。

⑤加工貿易禁止類品目とは

	免税 輸入 加工	免税 輸出 加工	内容
a. 例： 木粉 (4405)	×	×	- この品目を免税で輸入することもできないし免税で輸出することもできない。すなわち、免税で輸出入する加工貿易に関係することができないことを意味します。 - この品目を輸入する場合、輸入時に関税及び増値税を支払って有税で輸入する必要があります。 - この品目を輸出する場合、加工貿易の枠組みでの取扱いができないことから、その原材料の輸入時に関税及び増値税を支払うこととなります。 <例えば> 木粉を免税輸入して合板に加工して輸出することもできないし、木材を免税輸入し、木粉に加工して輸出することもできない。
b. 例： 板紙 (4805) (105号)	○	×	- この品目を輸入し、免税輸出加工禁止類ではない製品を輸出するために加工する場合には、免税輸入ができる。また、この場合、輸出製品が免税輸出加工禁止品目でないことが前提であるため、免税で輸出入及び加工する加工貿易ができる。 - 一方、この品目を輸出する場合、加工貿易の枠組みでの取扱いができないことから、その原材料の輸入時に関税及び増値税を支払うこととなります。 <例えば> 板紙を免税輸入し、ダンボールに加工してダンボールを免税輸出する加工貿易は可能。しかし、板紙の原材料を免税輸入し板紙に加工し板紙を免税輸出することはできない。この場合、板紙の原材料に関税及び増値税を支払って輸入し、加工し、輸出することが必要。ただ、板紙の場合、増値税還付率は廃止されているため輸入時の関税及び増値税はすべてコストとなる。
c. 例： 合板用 薄板 (4408 -1020)	×	○	- この品目を輸入する場合、輸入時に関税及び増値税を支払って有税で輸入することが必要です。 - この品目を輸出するために、その原材料を免税で輸入することは可能である。 <例えば> 合板用薄板の原材料を免税輸入して、合板用薄板に加工して輸出することはできないが、木材等を免税輸入して合板用薄板に加工して免税輸出することは可能。

従来、加工貿易禁止類品目（105号通達）では、上記の a. ～ c. のどの条件での加工貿易禁止類品目かが明確でした。しかし、139号通達ではその明示がありませんでした。したがって、税関当局はそれら増値税還付率廃止された品目の通関に当たり、一律に免税輸入を停止させました。（地域によって多少の違いがありますが、東莞の場合11月7日まで）

ちなみに、進料加工の場合、加工貿易に基づく免税輸入ができなくても一般貿易に基

づき、関税及び増値税を支払って輸入することは可能です。しかし、来料加工の場合、そもそも免税輸入が前提なので、従来の来料加工契約が有効であるケースを除けば、事実上、廃業状態となってしまった訳です。

(2) 145号通達について

若干の調整と既に増値税還付率が廃止されていた品目を再掲載したものです。

(3) 82号通達について

139号通達では、不明確であった増値税還付率廃止品目＝加工貿易禁止品目＝加工貿易禁止の理解は、82号通達で加工貿易禁止の種類区分が明確にされました。この結果（次の番号は次ページの概念図に対応）、①加工貿易禁止類品目には入らないものの増値税還付率が廃止された品目、②増値税還付率廃止され、かつ、加工貿易禁止類に入った品目③新たに加工貿易禁止品目に入った品目に区分されました。

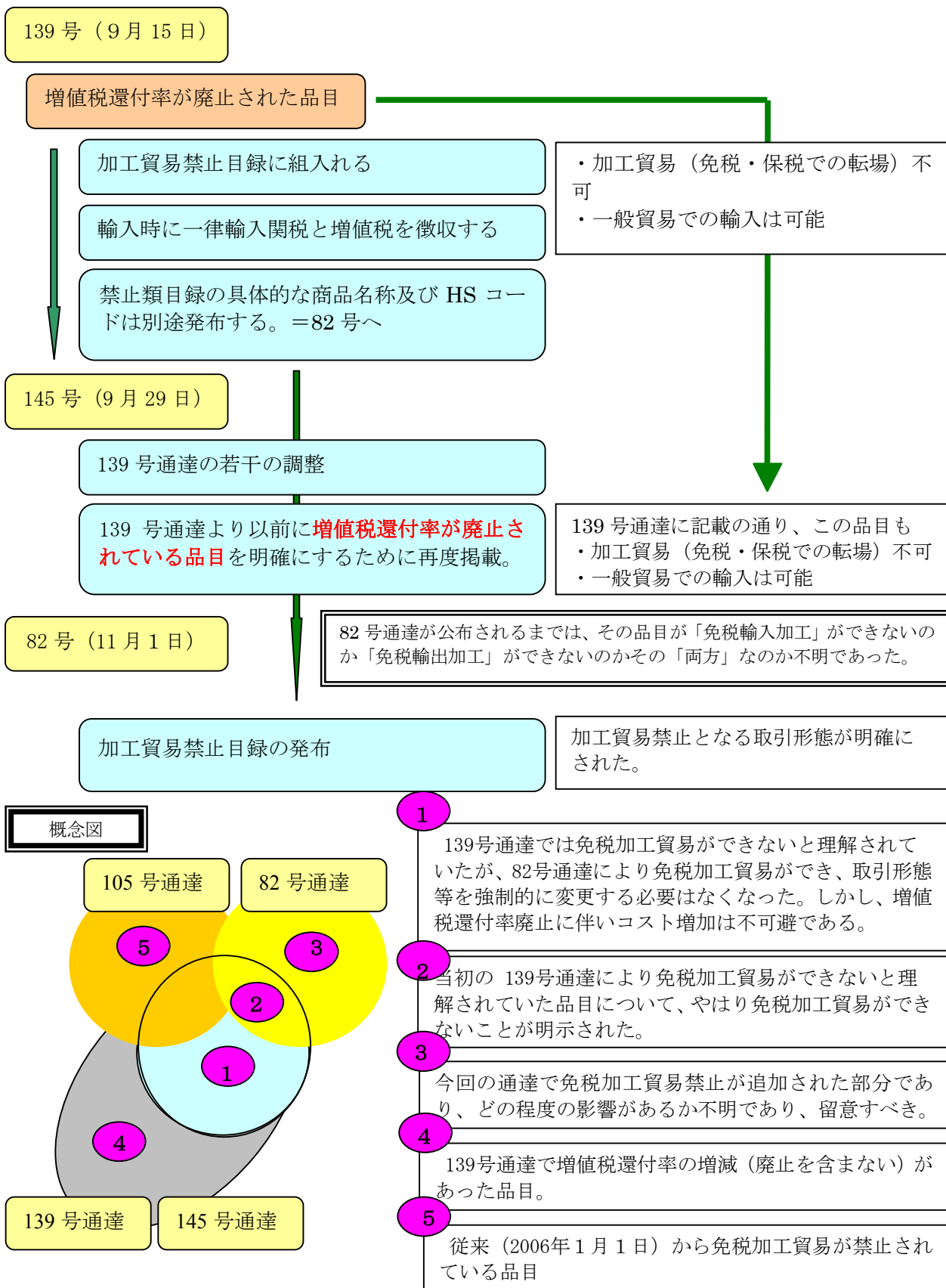
2) 品目と取引形態との関係

増値税還付率廃止の問題は、品目と取引形態が複雑に絡み合っています。以下は、取引形態によって、今回の措置がどういった影響を受けるかということをまとめたものです。

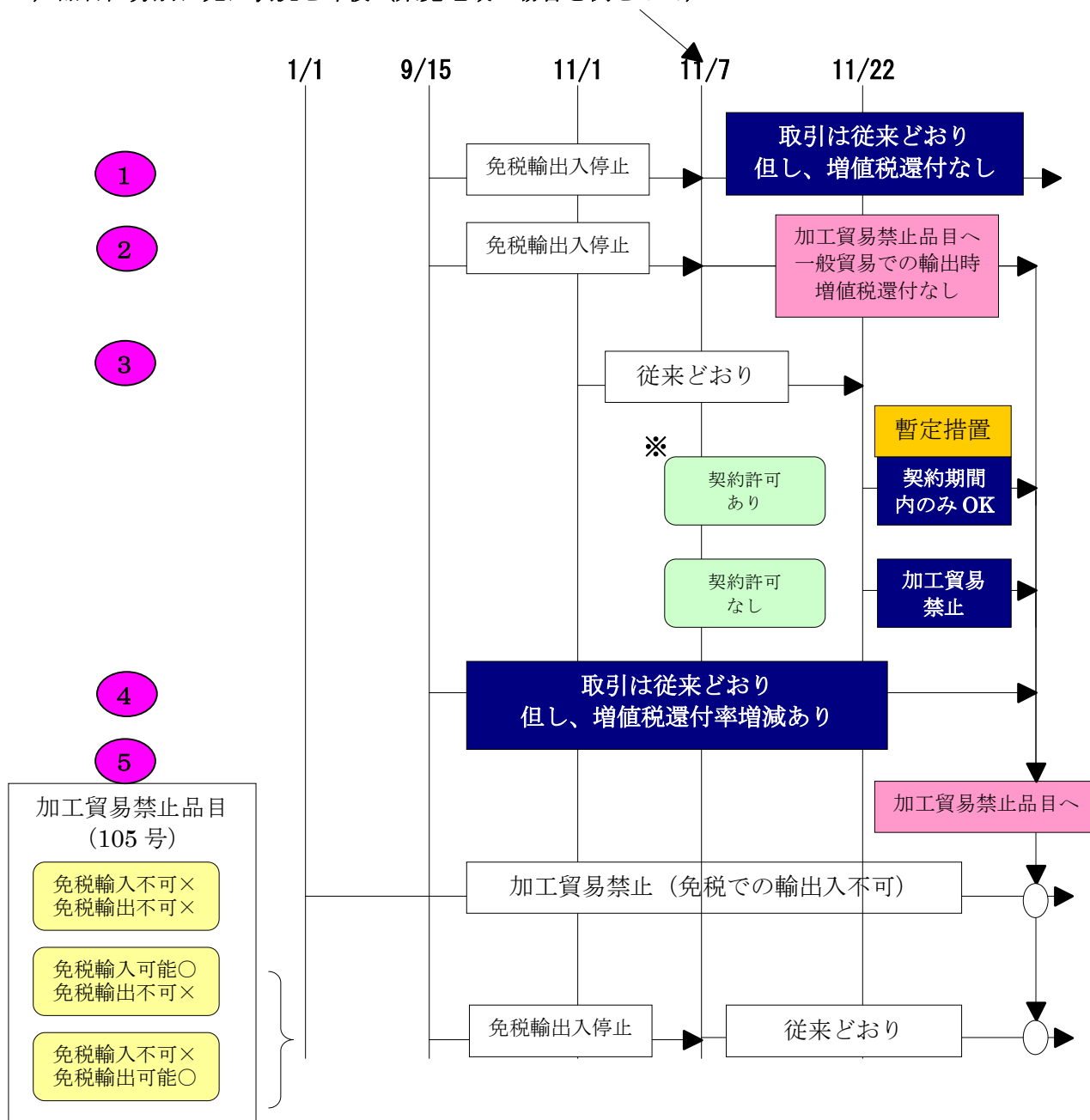
品目の区分※	来料加工		進料加工
	鎮等との契約形態	独資等の法人格有の形態	
①	影響なし	同左	加工貿易は可能であるが、増値税還付率廃止に伴い、コスト増加が不可避。
②	加工貿易が禁止されたため、品目によって免税で輸入加工又は、免税で輸出加工或いはその両方ができなくなった。	同左	同左
	一般貿易で輸入し加工できる方策を検討する必要がある。	来料加工形態を終了し、一般貿易で輸入することとなり、輸入時に関税及び増値税を支払うこととなる。コスト増加となる。	一般貿易で輸入することとなり、輸入時に関税及び増値税を支払うこととなる。コスト増加となる。
		さらに、従来、転場を利用していた場合、転場ができなくなるため、国内販売取引に変更することとなる。	従来、転場していた場合、転場ができなくなるため、国内販売取引に変更することとなる。
		品目によっては輸出時に増値税還付率が廃止されたことに伴い、コスト増加する。	同左
③	②と同じ	②と同じ ただし、増値税還付率の廃止はない。	同左
④	影響なし	同左	増値税還付率の増加或いは減少に伴い、コスト増加或いは減少する。
⑤	従来どおり	同左	同左

※：品目の区分は、次ページの【概念図】参照

3) 各通達の内容と関係（解釈：06年11月16日現在）



4) 品目区分別に見た状況と今後（東莞地域の場合を例として）



※ 11月22日までに商務主管部門で加工契約の許可を得る必要がある。

5) 通達の原文の入手

上記に関係する最近公布された通達は以下のとおりです。また、原文はwebサイトから入手可能です。

(139号通達)

「一部商品の増値税還付率調整及び加工貿易禁止類商品の目録追加に関する通知」

2006年9月14日公布（財税【2006】139号）

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/g/200611/20061103603642.html>

(145号通達)

「一部商品の増値税還付率調整の関連問題に関する補充規定」

2006年9月29日公布（財税【2006】145号）

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/g/200611/20061103646465.html>

(82号通達)

「加工貿易禁止類商品目録」

2006年11月1日公布（公告【2006】82号）

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200611/20061103621171.html>

(30号通達)

「一部輸出入商品の暫定関税税率の調整に関する通知」

2006年10月27日公布（税委会【2006】30号）

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200610/20061003574858.html>

<その他ご参考>

(105号通達)

「加工貿易禁止類商品目録」

2005年12月11日公布（公告【2005】105号）

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200601/20060101437412.html>

2. 法務情報

【労働契約法（草案）に対応するために検討すべき事項】

（ジェトロ広州事務所ニューズレター13号からの続き）

4) 労働契約の解除と終止

(1) 労働契約の解除について

現行の労働法は、労働契約の双方協議解除、雇用者側の即時解除、雇用者側の30日前予告解除、解除不能、及び労働者側の即時解除に関する要件を規定しています。「草案」では、労働法の規定を基に、以下の内容を追加しています。

①雇用者側が即時解除できる要件

労働者が同時にその他の雇用者と労働関係を確立し、業務任務の遂行に重大な影響を与え、雇用者が警告してもこれを是正しないという場合を雇用者側の即時解除要件として追加しています。

②雇用者側による解除不能な場合

平等協議の代表を担当している労働者については、雇用者は予告解除、経済的減員による労働契約を解除してはならないとの規定を追加しています。

③労働者側の即時解除

雇用者が労働者の社会保険料を納付しない場合、また雇用者の規則制度が法律、行政法規の規定に違反し労働者の権益に損害をもたらす場合、及び法律、行政法規に規定するその他の場合にも、労働者は随時雇用者に労働契約の解除を通知することができる旨を追加で規定しています。

また、雇用者が暴力、脅迫或いは違法に人身の自由を制限する手段によって労働者に労働を強制する場合、或いは雇用者が規則に違反した指示によって危険を冒した作業を強制し、身体を安全を損なった場合、労働者は直ちに労働契約を解除することができ、雇用者に通知する必要はない旨を追加で規定しています。

(2) 労働契約の終止について

現行の労働法には、労働契約の終止について具体的な規定がありません。「草案」第37条では、労働契約の終止要件を規定しています。労働契約の約定終止条件が発生しても、規定された事由に該当すれば労働者は終止の延期を提出することができます。

① 労働契約期間が満了、または労働契約に約定した終了条件が発生した場合

② ～⑥ 省略

(3) 経済補償金について

現行の労働法には、労働契約の解除又は終止に関する経済補償金の詳細な規定がありません。「草案」第39条では、労働契約の解除及び終止に伴う経済補償金について詳細に規

定しています。その額は、労働年数に基づき満6ヶ月につき半月分の給与、満1年につき1ヶ月分の給与となります。なお、労働期間が6ヶ月以上1年未満の場合、満1年として計算し、6ヶ月未満の場合、満6ヶ月として取扱います。

雇用者が労働者と継続して労働契約を締結することを奨励するため、労働契約を継続して締結している場合は雇用者に経済補償金の支払義務がない事、また労働契約を終止する場合の経済補償金の計算方法について、労働契約の継続期間5年ごとに経済補償金を10%減らすことが規定されています。これは労働契約を継続的に締結していくことを奨励する目的のため、契約の終止の場合にのみ適用され契約の解除の場合には、適用されないこととなっています。

現在、1年満期の雇用契約が多い中、満期終了に伴い経済補償金の支払いが必要になることに留意が必要です。

5) 派遣契約から雇用契約へ

現行の労働法には、これに係る規定がありません。「草案」第40条では、労働者が派遣され、受入企業で1年未満働き、受入企業が当該労働者を引き続き使用する場合、労働力派遣企業と労働者が締結した労働契約は終了し、受入企業と労働者が労働契約を締結する。受入企業が当該労働者を引き続き使用しない場合は、当該労働者が在籍した職場は、同一のポジションについて労働力派遣方式によりその他の労働者を使用してはならない。

したがって、現在、派遣契約を利用している企業については、今後の会社の方針を検討することが必要です。

以上

IV. 華南イベント情報

1. 2006華南（東莞）国際紡績服装工業及生地展示会

期間：2006年11月21日（火）～2006年11月23日（木）
場所：広東現代国際展覽センター（東莞厚街）

2. 2006中国（佛山）国際汽车零部件博覧会

期間：2006年11月30日（木）～2006年12月2日（土）
場所：佛山国際会議展覽中心
URL：<http://www.ciaps.cn/>

3. 中国（アモイ）ブランド製品国際調達交易会

New

期間：2006年12月1日（金）～2006年12月3日（日）
場所：アモイ国際会議展覽中心
URL：<http://www.chinaim.org.cn>

4. 第三回中国（広州）国際機械装備製造業博覧会 アジア機械展覧会

New

期間：2006年12月5日（火）～2006年12月8日（金）
場所：広州国際会議展覽中心
URL：<http://www.gimee.com.cn>

5. 中国（広州）贅沢品展示会

New

期間：2006年12月15日（金）～2006年12月18日（月）
場所：広州錦漢展覽中心
URL：<http://www.top-luxury.com.cn>

6. 2006中国表面处理、塗装工業及設備展覧会

New

期間：2006年12月24日（日）～2006年12月26日（火）
場所：東莞国際会展中心

7. 2007年日系自動車部品調達販売展示商談会（上海）

出展者募集中

期間：2007年3月7日（水）～2007年3月9日（金）
場所：上海世貿商城（上海マート）

ジェトロ主催

URL：<http://www.jetro.go.jp/china/shanghai/jp/business/information/info.htm>

V. ジェトロのサービスのご案内

ビジネスでお悩みの皆様、まずはジェトロに相談してみませんか？海外進出企業の問題解決をサポートします。ホームページを開設しました。以下までアクセスください。

【ホームページアドレス】 <http://www.jetro.go.jp/guangzhou>

1. 個別相談（無料） ～ 事前に日程調整をお願いします。

申込書は上記HPから

ジェトロ広州事務所では、投資アドバイザーが常駐し、企業が抱える各種問題について相談を承っております。また、当事務所は、法務、会計・税務等の専門家とリタイナー契約を締結しており、その専門家の意見を照会しながら対応しております。

特に当事務所では、華南地域に特有な香港、日本とのクロスボーダー取引に係る相談事項についても承っております。

また、2回目以降、より専門的なアドバイスを必要とする企業の皆様には、法務、会計・税務等の専門家をご紹介します。この場合の専門家との相談については、原則として有料となります。

2. メールマガジンの配信 ～ <http://www.jetro.go.jp/mail> からご登録下さい。

1) ジェトロ広州ニューズレター（無料）月1回配信

中国華南地域における経済動向や日系企業向けセミナー・展示会情報、各種制度情報、統計などをお届けします。

2) China IP ニューズレター（知的財産権情報）（無料）月1回配信

中国の知的財産権関連の情報を月1回程度のペースでお届けします。特許、実用新案、意匠、商標、著作権制度等の他、不正商品・模倣品等のニセモノ対策情報を提供します。

3) 日刊通商弘報（有料）毎日（土、日を除く）

無料お試し購読 受付中 →P3

「日刊通商弘報」は、世界各国の政治・経済情報をお届けするニュース・サービスです。メールニュースとウェブページの連携で、国際的ビジネスマンの情報収集のお手伝いをします。中国の情報のみならず、世界各地の情報を日々提供します。（16,800円／半年）

4) その他

ジェトロ上海ニューズレター、ジェトロ大連ニューズレターのほか、JETRO海外投資イベント情報、等のメールマガジンも発行しております。是非、一度、<http://www.jetro.go.jp/mail/list/> までアクセスください。なお、上記1) から3) まではジェトロ広州の図書館に備置しております。是非ご利用ください。

3. セミナーの実施 ～メールマガジン及び日本人商工会からご案内します。

ビジネスに直結するセミナー・講演会を逐次開催し最新のビジネス情報をご提供します。特に日系企業で問題、法制度等の改正について情報提供をいたします。

4. 今後のセミナーの予定

第4回 1月17日（水）、18日（木）、19日（金） 広州、中山・珠海、深圳

第5回 3月21日（水）、22日（木）、23日（金） 広州、深圳、東莞

Ⅵ. ニュースレターについてのお知らせ

●ジェトロメールマガジンのご案内

ジェトロでは本ニュースレターのほかにも多数のメールマガジンを発行しております。これらのメールマガジンはどなたでも無料でご購読いただけます（一部有料のものもございます）。メールマガジンリストおよびご購読の手順については、以下のサイトをご覧ください。

→ <http://www.jetro.go.jp/mail/list>

●購読解除手順のご案内

ジェトロメールマガジンの購読解除を希望される方は、以下のサイトより手続をお願いします。

→ http://www5.jetro.go.jp/_mreg/stopinfo

●登録情報管理ページのご案内

ご登録いただいたメールアドレスとパスワードを用いて、以下のご利用者向けの登録情報管理ページから、登録の内容を簡単に確認・変更することができます。ジェトロの提供する各種メールマガジン（一部を除く）の追加登録・解除、登録中のメール配信サービスの一覧確認、メールアドレスの変更、個人情報の変更、パスワードの変更、ジェトロからの各種ご案内メールの配信停止設定を行うことができます。詳細は以下のサイトをご覧ください。

→ <http://www.jetro.go.jp/mail/function>

《本ニュースレターに対するご意見・ご質問・ご感想等のほか、各種お問い合わせ先》

日本貿易振興機構（ジェトロ）広州事務所

所長 塚田 裕之

池部亮、西澤成世、天野真也、川名洋次郎、遠藤友紀雄、盧真

住所 : 中国広東省広州市天河北路233号 中信広場2601室 郵便番号 : 510613

電話 : (86-20) 8752-0060 FAX : (86-20) 8752-0077

E-mail : PCG@jetro.go.jp

URL : <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>